

入 札 説 明 書

令和 7 年 10 月 23 日に公告した岡山県分庁舎ネットワーク機器更新業務に係る一般競争入札（条件付）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記 3 に掲げる者に対して、質問・回答書により、説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名
岡山県分庁舎エッジスイッチ更新業務
- (2) 調達内容
岡山県分庁舎エッジスイッチ更新業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 契約期間
令和 8 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日
- (4) 納入場所
岡山県総務部デジタル推進課が指定する場所

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「8 情報・通信サービス」、格付区分が「A」であるものであること。
- (2) 賃貸借する物品について、第三者から県に貸付けを行わせようとする者にあつては、当該第三者が岡山県の物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者名簿に登載されており、当該名簿の営業種目が、「大分類：9 その他、小分類：12 レンタル・リース類」であり、そのランクが「A」である者をあらかじめ選定しておくこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 調達契約に関する事務を担当する課の名称

〒700-8570

岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部デジタル推進課 システム管理班

電話：(086) 226-7266 FAX：(086) 235-9737

メールアドレス：digital@pref.okayama.lg.jp

4 入札手続等

入札に参加を希望する者は、「一般競争入札参加申込書」（様式第1号）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、第三者から県に貸付けを行わせようとする者に当たっては、「岡山県分庁舎エッジスイッチ更新業務の賃貸借について」（様式第2号）を併せて提出すること。

(1) 一般競争入札参加申込書の交付等

ア 交付期間

令和7年10月23日（木）から令和7年10月30日（木）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。）

イ 交付方法

上記3の場所に同じ。なお、岡山県総務部デジタル推進課のホームページから入手することもできる。（URL：<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>）

(2) 一般競争入札参加申込書の受付等

ア 受付期間

令和7年10月23日（木）から令和7年11月6日（木）の午前9時から午後5時まで（休日を除く。）

イ 受付場所

上記3の場所に同じ。

ウ 提出方法

(ア)持参

アの期間中に3の場所に持参すること。

(イ)郵送等

書留郵便（親展扱いであるもの。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いであるもの。）により、アの期間中に3の場所に到着したものに限り受け付ける。

(3) 仕様書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和7年10月23日（木）から令和7年10月30日（木）までの午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

3の場所に同じ。仕様書の交付時には、機密保持誓約書（様式第3号）を提出すること。

(4) 質問の受付

ア 受付期間

令和7年10月23日（木）から令和7年10月30日（木）までの午前9時から午後5時まで

イ 方法

「質問・回答書」（様式第4号）によりFAX又は電子メールにより提出すること。

ウ 宛先

上記3の場所に同じ。「質問・回答書」（様式第4号）を送信後は、必ず電話で宛先に届いていることを確認すること。確認電話は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分までとすること。

エ 回答方法

令和7年11月4日（火）までに本公告を掲載したウェブサイトには回答を掲載する。ただし、本入札に直接関係のないもの、セキュリティ上明らかにすることが不適切なもの、質問者固有のもの及びその他回答すること又は前記の回答掲載方法が不適切と認められる質問に対しては、回答を行わない又は回答方法を変更する場合がある。

(5) 入札参加資格要件の審査

ア 事前審査

一般競争入札参加申込書（様式第1号）を提出した者について、上記2(1)、(2)及び(3)の事項について審査し、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この入札に参加することができない。

イ 事後審査

上記アの事項を除く競争入札参加資格要件の審査は開札後に行う。

事後審査は、入札参加資格要件を全て満たしている者1名を確認するまで、最低価格入札者（最低制限価格を設定している場合は、当該最低制限価格を上回る最低価格入札者）から入札価格の低い順に行い、入札条件に不適合と認められる者があった場合には、当該入札参加者にその旨を通知する。

ウ 入札参加資格がないとされた理由の説明の要求

入札参加資格がない旨の通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、3あてにメールする方法により、入札参加資格がないとされた理由の説明を求める書面（任意様式）を提出することができる。

(6) 入札説明会

開催しない。

5 入札及び開札

入札に参加する者は、「入札書」（様式第5号）を次のとおり提出しなければならない。

(1) 入札の日時及び場所

令和7年11月13日（木）午後2時30分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県庁地下1階出納局用度課入札室

(2) 入札書の提出方法

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に「入札書」（様式第5号）を持参すること。代理人により入札を行う場合は、本人からの「委任状」（様式第6号）を持参し、入札前に提出すること。入札書の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名には、本人について記入し、当該代理人（受任者）の住所、氏名を記入し、受任者が入札する際に使用する印（受任印）を押印すること。

(3) 入札書の記載方法

ア 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

イ 記載方法

入札書の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名には、一般競争入札参加申込の際に記載した本人について記入し、岡山県との契約、入札等に使用する印鑑を押印すること。

入札金額は、借入物件の本体価格のほか、仕様書に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入に係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料及び運用保守料総額の60分の1に相当する金額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

入札公告で示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) その他

ア 入札書及び委任状の宛名は、「岡山県知事 伊原木隆太」とする。

イ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札者又はその代理人の印で訂正部分について押印をしなければならない。なお、入札金額の訂正は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

エ 入札者が相連合し、又は、不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると契約担当者が認めたときは、入札を延期し、又は、これを廃止することがある。

オ 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を延期し、又は、これを廃止することがある。

カ 入札をした場合において、落札候補者がいないときは、直ちにその場において再度入札を行う。再入札の結果、落札者がいない場合には、その場で再々入札を行う。

6 落札者の決定方法

(1) 岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を第1順位落札候補者とする。

(2) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ第1順位落札候補者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(3) 落札決定は、上記4(5)イに規定する事後審査が完了した後に行う。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として見積った契約金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、財務規則第 131 条第 2 項各号に掲げる担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、財務規則第 133 条各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

入札保証金の免除を希望する場合は、財務規則第 133 条各号のいずれかに該当する者であることを確認（証明）する書類を提出すること。

入札保証金の納付が必要と判断された者には、令和 7 年 11 月 10 日（月）までに連絡を行う。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規則第 153 条第 2 項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

ただし、財務規則第 155 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

契約保証金の免除を希望する場合は、財務規則第 155 条各号のいずれかに該当する者であることを確認（証明）できる書類を提出すること。

8 契約書の作成

落札者決定後、岡山県と協議の上、別添「貸借契約書（案）」により契約を締結する。

9 その他

- (1) 本件の調達にあたり、落札者が定める約款等の定めによる手続きが必要な場合は、8 の契約書の作成にあわせて所用の手続きを行う。
- (2) 提出された書類等は、委託業者の選定に必要な範囲内において複写することがある。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 落札者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書（様式第 7 号）を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。